

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 特定帰還居住区域復興再生計画及びこれに基づく措置

一 特定帰還居住区域復興再生計画

1 特定避難指示区域市町村の長は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域（特定避難指示区域内の区域（特定復興再生拠点区域の区域等を除く。））であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するものうち、特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定帰還居住区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

(1) 当該区域における放射線量を土壤等の除染等の措置を行うことにより特定避難指示の解除に支障がない基準以下に低減させることができるものであること。

(2) 当該区域における原子力発電所の事故の発生前の住民の居住の状況、交通の利便性その他の住民の生活環境からみて、一体的な日常生活圏を構成していたと認められ、かつ、帰還する住民が当該

原子力発電所の事故の発生前における住居において生活の再建を図ることができる認められること。

(3) 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の帰還する住民の居住の安定の確保に必要な施設の整備を行うことができる認められること。

(4) 当該特定避難指示区域市町村内の特定復興再生拠点区域（当該特定避難指示区域市町村の長が特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成していない場合にあつては、当該特定避難指示区域市町村内の中心の市街地又は主要な集落の地域。以下この(4)において同じ。）との交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、当該特定復興再生拠点区域と一体的に復興及び再生を推進することができるものと認められること。

2 特定帰還居住区域復興再生計画には、特定帰還居住区域の区域、同計画の意義及び目標、同計画の期間並びに帰還する住民が原子力発電所の事故の発生前に営んでいた事業の再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備及び土壌等の除染等の措置等に関する事項その他の特定帰

還居住区域の復興及び再生に関し必要な事項を定めるものとする。

3 特定帰還居住区域復興再生計画には、必要に応じて、特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載することができることとし、その場合は、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならないものとする。

4 特定避難指示区域市町村の長は、特定帰還居住区域復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければならないものとする。

5 内閣総理大臣は、特定帰還居住区域復興再生計画の認定の申請があつた場合において、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得て、その認定をするものとする。

(1) 福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に適合するものであること。

(2) 特定帰還居住区域復興再生計画に記載された区域が1の1から4までに掲げる条件のいずれにも該当するものであること。

(3) 特定帰還居住区域復興再生計画の実施が特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 (第十七条の九関係)

二 土地改良法等の特例

国は、認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業、砂防工事、道路工事その他の工事であつて、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、自ら行うことができるものとする。 (第十七条の十三から第十七条の二十一まで関係)

三 生活環境整備事業

内閣総理大臣は、認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う生活環境整備事業（住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業をいう。）を、当該施設を管理する者の要請に基づいて行うことができるものとする。 (第十七条の二十二関係)

四 放射性物質汚染対処特措法の特例

1 環境大臣は、認定特定帰還居住区域（特別地域内除染実施計画が定められている区域を除く。）において、認定特定帰還居住区域復興再生計画に従つて、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

を行うことができるものとする。

2 環境大臣は、認定特定帰還居住区域（対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域を除く。）においては、認定特定帰還居住区域復興再生計画に従って、廃棄物の処理（認定特定帰還居住区域内の廃棄物であつて、土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物等の収集、運搬、保管及び処分に限る。）を行うことができるものとする。

3 1及び2により環境大臣が行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に要する費用並びに廃棄物の処理に要する費用は国の負担とするものとする。

（第十七条の二十三関係）

第二 其他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるものとする。

（附則第二条関係）

三 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

（附則第三条から第五条まで関係）